

4 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。ただし、これらの書類を機構に提出したことがある場合はこの限りでない。

- 一 受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。次条第二項第一号及び第二十七条第三項第一号において同じ。）の証明書、戸籍の謄本若しくは抄本又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し（以下「法定相続情報一覧図の写し」という。）
- 二・三 (略)

第二十六条 法附則第二条第三項の規定により特別加算金の支給の請求を行おうとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出するものとする。

- 一 死亡した既支払者の基礎年金番号
- 二 死亡した既支払者の基礎年金番号
- 三 死亡した既支払者の基礎年金番号
- 四 死亡した既支払者の基礎年金番号

2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。ただし、これらの書類を機構に提出したことがある場合はこの限りでない。

- 一 死亡した既支払者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書、戸籍の謄本若しくは抄本又は法定相続情報一覧図の写し
- 二・三 (略)

第二十七条 既支払者が法附則第二条第一項において読み替えて準用する法第二条ただし書の請求又は同項において読み替えて準用する第三条ただし書の請求（法附則第二条第二項の規定によりこれらの請求をしたものとみなされる場合を含む。以下この条において同じ。）をした後に死亡した場合において、法附則第三条第一項の規定により未支給の特別加算金の支給の請求を行おうとする者（以下この条において「請求者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出するものとする。

- 一 死亡した既支払者の基礎年金番号
- 二 死亡した既支払者の基礎年金番号
- 三 死亡した既支払者の基礎年金番号
- 四 死亡した既支払者の基礎年金番号

2 法附則第二条第三項の規定により特別加算金の請求をした者が当該請求をした後に死亡した場合において、請求者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出するものとする。

- 一 死亡請求者の個人番号
- 二 死亡請求者の個人番号
- 三 (略)
- 四 死亡した既支払者の基礎年金番号
- 五 死亡した既支払者の基礎年金番号

4 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。ただし、これらの書類を機構に提出したことがある場合はこの限りでない。

- 一 受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。次条第二項第一号及び第二十七条第三項第一号において同じ。）の証明書又は戸籍の謄本若しくは抄本
- 二・三 (略)

第二十六条 法附則第二条第三項の規定により特別加算金の支給の請求を行おうとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出するものとする。

- 一 死亡した既支払者の個人番号又は基礎年金番号
- 二 死亡した既支払者の個人番号又は基礎年金番号
- 三 死亡した既支払者の個人番号又は基礎年金番号
- 四 死亡した既支払者の個人番号又は基礎年金番号

2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。ただし、これらの書類を機構に提出したことがある場合はこの限りでない。

- 一 死亡した既支払者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の謄本若しくは抄本
- 二・三 (略)

第二十七条 既支払者が法附則第二条第一項において読み替えて準用する法第二条ただし書の請求又は同項において読み替えて準用する第三条ただし書の請求（法附則第二条第二項の規定によりこれらの請求をしたものとみなされる場合を含む。以下この条において同じ。）をした後に死亡した場合において、法附則第三条第一項の規定により未支給の特別加算金の支給の請求を行おうとする者（以下この条において「請求者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出するものとする。

- 一 死亡した既支払者の個人番号又は基礎年金番号
- 二 死亡した既支払者の個人番号又は基礎年金番号
- 三 死亡した既支払者の個人番号又は基礎年金番号
- 四 死亡した既支払者の個人番号又は基礎年金番号

2 法附則第二条第三項の規定により特別加算金の請求をした者が当該請求をした後に死亡した場合において、請求者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出するものとする。

- 一 死亡請求者の個人番号
- 二 死亡請求者の個人番号
- 三 (略)
- 四 死亡した既支払者の個人番号又は基礎年金番号
- 五 死亡した既支払者の個人番号又は基礎年金番号